

広島県告示第五百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和四年七月十四日までの間、縦覧に供する。

令和四年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三二七号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市因島中庄町字笹ノ熊二五二一第一地先から尾道市因島中庄町字徳井二七二〇番一地先まで	七・三〇〇〃 五・〇〇〇	七・三〇〇〃 五・〇〇〇	一、二二九・ 〇〇	一、二二九・ 〇〇	ダブルウェイ